

会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号

並びに会社法施行規則第 190 条に定める事後備置書類

(株式交換に係る事後開示事項)

2023 年 1 月 1 日

ウェルネオシュガー株式会社

伊藤忠製糖株式会社

会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 190 条に定める事後備置書類
(株式交換に係る事後開示事項)

2023 年 1 月 1 日

東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号
ウェルネオシュガー株式会社
(旧商号：日新製糖株式会社)
代表取締役社長 山本 貢司

愛知県碧南市玉津浦町 3 番地
伊藤忠製糖株式会社
代表取締役社長 山本 貢司

ウェルネオシュガー株式会社(日新製糖株式会社から 2023 年 1 月 1 日付で商号変更いたしました。以下「ウェルネオシュガー」といいます。)及び伊藤忠製糖株式会社(以下「伊藤忠製糖」といいます。)は、2023 年 1 月 1 日を効力発生日として、ウェルネオシュガーを株式交換完全親会社、伊藤忠製糖を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第 190 条第 1 号)

2023 年 1 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 2 号)

- (1) 会社法第 784 条の 2(株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求を行った伊藤忠製糖の株主はありませんでした。

- (2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過
伊藤忠製糖は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2022 年 12 月 8 日付で、伊藤忠製糖の株主に対し、本株式交換を行う旨及び株式交換完全親会社であるウェルネオシュガーの商号及び住所を通知いたしました。
なお、所定の期間内に、会社法第 785 条第 1 項の規定により伊藤忠製糖に対して株式買取請求を行った株主はありませんでした。
- (3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過
該当事項はありません。
- (4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 3 号)
- (1) 会社法第 796 条の 2(株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求を行ったウェルネオシュガーの株主はありませんでした。
- (2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過
ウェルネオシュガーは、会社法第 797 条第 3 項及び同条第 4 項の規定により、2022 年 11 月 21 日付で、ウェルネオシュガーの株主に対し、本株式交換を行う旨及び株式交換完全子会社である伊藤忠製糖の商号及び住所を公告いたしました。
その結果、株主合計 2 名(所有株式数合計 1,721,700 株)より、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づきウェルネオシュガーに対する株式買取請求がなされました。
- (3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過
該当事項はありません。
4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換によりウェルネオシュガーに移転した伊藤忠製糖の株式の数は以下のとおりです。

普通株式	4,000,000 株
------	-------------

5. その他本株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)

- (1) ウェルネオシュガーは、会社法第 795 条第 1 項の規定により、本株式交換に係る株式交換契約について 2022 年 12 月 6 日開催の株主総会の決議により承認を得ております。
- (2) 伊藤忠製糖は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、本株式交換に係る株式交換契約について 2022 年 12 月 26 日付の株主総会の決議により承認を得ております。
- (3) ウェルネオシュガーは、本株式交換に際して、本株式交換によりウェルネオシュガーが伊藤忠製糖の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における伊藤忠製糖の株主名簿に記載又は記録された伊藤忠製糖の株主に対して、伊藤忠製糖の普通株式に代わり、その保有する伊藤忠製糖の普通株式 1 株につきウェルネオシュガーの普通株式 3.0949 株の割合をもって、ウェルネオシュガーの普通株式を割当交付いたしました。なお、ウェルネオシュガーが伊藤忠製糖の株主に対して割当交付したウェルネオシュガーの普通株式の数の合計は、12,379,600 株です。
- (4) 本株式交換に際して増加するウェルネオシュガーの資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則第 39 条の規定に従い、ウェルネオシュガーが決定いたします。この取り扱いは、本株式交換後のウェルネオシュガーの資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると考えております。
- (5) 本株式交換に関しては、公正取引委員会より 2022 年 12 月 15 日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受けております。

以 上